

大阪府域で「無店舗取次店を営業される皆様」へ

※注意 大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市で営業される方は、それぞれの管轄保健所にご相談願います。

大阪府域において無店舗取次店を営業される方は、営業方法、従事者数その他必要事項をあらかじめ大阪府の所定の保健所へ届出していただく必要があります。(クリーニング業法第5条第2項)

※「無店舗取次店」とは、クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しを車両を用いて行う店舗のことで、以下の場合が該当します。

- ・クリーニング業者とあらかじめ配送方法や配送料金等について特定の契約を締結して営業する場合。
- ・受付窓口において上記契約をした特定のクリーニング業者に係る洗濯物として認識して、継続反復的に他の荷物と異なる取扱いを行う場合。

○届出先

無店舗取次店の届出先は以下の保健所です。

- ① 営業者住所（法人の場合、主となる営業所所在地）が大阪府域にある場合
→営業者住所（法人の場合、主となる営業所所在地）を管轄する保健所
- ② ①に該当せず、車両保管場所が大阪府域にある場合
→主となる車両保管場所を管轄する保健所
- ③ ①及び②に該当せず、営業区域が大阪府域の場合
→主となる営業区域を管轄する保健所

※大阪府域での営業で、区域が複数ある場合は主となる営業区域を管轄する保健所のみ届出してください。それぞれを管轄する保健所へ届出する必要はありません。

○届出内容

営業の届出は、次の事項を記載した無店舗取次店営業届出書（様式第2号）を、保健所に提出してください。(クリーニング業法施行規則第1条の3第2項、第2条)

・届出事項、添付文書

- ① 無店舗取次店の名称
- ② 業務用車両の自動車登録番号または車両番号及び車両の保管場所
- ③ 営業区域
- ④ 営業開始の予定年月日
- ⑤ 業務用車両の構造の概要
- ⑥ 営業者の氏名、本籍、生年月日、住所及び電話番号又は名称、住所及び電話番号
- ⑦ 従業者中にクリーニング師のある場合には、その本籍、住所、氏名及び生年月日並びに登録番号
- ⑧ 従事者数
- ⑨ 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗たく物を取り扱わない無店舗取次店にあっては、その旨
- ⑩ 届出をする営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、上記営業者届出に、クリーニング所又は無店舗取次店の名称、クリーニング所の所在地又は無店舗取次店においては、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号もしくは車両番号、従事者数及びクリーニング師の氏名を記載した書類を添付するものとする。

○注意事項

洗濯物の受取及び引渡しに際して、利用者に苦情の申出先を記載した書面を配布してください。(クリーニング業法施行規則第1条の2第2号)

- ・ 苦情の申出先が洗濯を行うクリーニング所の場合
クリーニング所の名称、所在地、電話番号
- ・ 苦情の申出先が無店舗取次店の場合
無店舗取次店の名称、車両保管場所、電話番号

○変更等の届出

- ・ 無店舗取次店届出事項変更届出書 (様式第5号)
- ・ 無店舗取次店廃止届出書 (様式第7号)
- ・ 無店舗取次店譲渡承継届出書 (様式第10号)
- ・ 無店舗取次店相続承継届出書 (様式第11号)
- ・ 無店舗取次店合併承継届出書 (様式第12号)
- ・ 無店舗取次店分割承継届出書 (様式第13号)